



第76回赤い羽根協賛児童生徒作品コンクール実施要綱

1 趣 旨

私達の街をみんなの力で明るく、安心して暮らせる地域にするために、お互いに助け合っていきたいものです。学校教育においても、このような「たすけあい」の心を培うよう配慮されていることと思いますが、この作品コンクールを通じて児童生徒の社会福祉に対する理解をより一層深め、「たすけあい」の心を育成するために実施します。

2 主 催

愛知県共同募金会、市区町村共同募金委員会、愛知県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会

3 後 援

愛知県、名古屋市、愛知県教育委員会、名古屋市教育委員会、東海テレビ福祉文化事業団、中日新聞社会事業団、朝日新聞厚生文化事業団

4 応募資格

県内の小・中学校児童生徒

5 募集の種類

[書道の部]

小学校3年以上中学校3年までとし、応募作品は一人1点とする。

○小学校3・4年の部

ぼきん、赤いはね、たすけあい

○小学校5・6年の部

共同募金、赤い羽根、思いやり

○中学校の部

共同募金運動、赤い羽根募金、地域福祉活動

(注意)

(1)用紙は書道用半紙(24.2cm×33.3cm程度)とする。

(2)書体は随意、墨書でたて書きとする。

(3)学年、氏名は必ず書する。

[ポスターの部]

小学校1年以上中学校3年までとし、応募作品は一人1点とする。たすけあい、社会福祉、赤い羽根、共同募金等の意味を含んだものとし、画材は自由。

(注意)

(1)画用紙の大きさは四つ切(54cm×38cm程度)とし、規格以外の画用紙を使用した場合は対象外とする。

(2)共同募金は、国内の地域福祉推進を目的としているため、赤十字募金、ユニセフ募金等、他の募金、海外(世界)の意味を含むものは対象外とする。

(3)未発表のオリジナル作品に限る。

6 送 り 先

原則、所属学校を通じて、学校所在地の市区町村共同募金委員会とする。

ただし、所属学校での取りまとめが著しく困難な場合は、市区町村共同募金委員会へご相談ください。

7 審 査

(1) 第1次審査 市区町村共同募金委員会

(2) 第2次審査 愛知県共同募金会

審査会で、書道、ポスターごとに、次の各賞を決める。

○特 賞

愛知県知事賞（小学生の部・中学生の部）

名古屋市長賞（小学生の部・中学生の部）

愛知県教育委員会賞

名古屋市教育委員会賞

愛知県社会福祉協議会長賞（小学生の部・中学生の部）

東海テレビ福祉文化事業団賞

中日新聞社会事業団賞

朝日新聞厚生文化事業団賞

愛知県共同募金会長賞（小学生の部・中学生の部）

○審査員特別賞（小学生の部・中学生の部）

○金賞 15点

○銀賞 25点

○佳作

○審 査 員

・書道 愛知教育大学名誉教授 風岡 正明 氏

・ポスター 愛知県立芸術大学名誉教授 細川 修 氏

8 表 彰

県審査による入賞者全員に、それぞれ賞状ならびに副賞を授与する。

9 発表及び展示

令和6年10月初旬に発表する。

なお、特賞・審査員特別賞・金賞・銀賞については、令和6年10月上旬より「NHK名古屋放送センタービル1階プラザウェーブ21」において展示(予定)します。

10 個人情報について

応募者の個人情報は、当コンクールに関する連絡・発表・通知・発送等業務に必要な範囲でのみ利用いたします。